新潟市食文化創造都市推進プロジェクト支援事業要領

（目的）

第1条　新潟市の食や食文化による創造的なまちづくりを推進するため、民間の知恵とネットワークを基にした地域の活力と産業の振興に寄与する取組を支援するにあたって必要な事項を定める。

（用語の定義）

第2条　この要領に定める用語は次のとおりとする。

業種　日本標準産業分類の中分類による。その分類は別表１のとおりとする。

（プロジェクトの内容）

第3条　第１条の目的を達成するためのプロジェクトの内容は次のとおりとする。

（１）新潟市の食文化・食産業の新たな魅力や価値を生み出す取組

（２）新潟市の食の新たな魅力を内外にアピールする取組

（３）新潟市の食文化の活性化につながる取組

２　次の各号のいずれかに該当する場合においては、前項の取組から除く。

（１）政治、宗教、選挙活動を目的とするもの

（２）公共の福祉に反するもの

（助成内容）

第4条　次条に規定する異業種と連携して実施するプロジェクトにおいて、次の区分により助成するものとする。

（１）初めて採択される取組（チャレンジプロジェクト）については、1 採択あたり対象事業費に対して上限額 30 万円として助成するものとする。

（２）過去に 1～2 回採択された取組（育成発展プロジェクト）については、1 採択あたり対象事業費の 2 分の 1 （上限額 50 万円）を助成するものとする。

（３）過去に 3 回以上採択された取組については、助成対象外とする。

２　対象経費は、目的を達成するための直接経費とし、その種別は別表 2 のとおりとする。また、別表 2 の種別以外についても、第 1 条に掲げる事業目的において効果を上げるために必要不可欠であると審査会が認めた場合は対象とする。

３　前項に掲げる経費に該当する額から、消費税および地方消費税を除いた額を助成対象とする。

4　第 2 項に掲げる経費に該当する額から、採択日以降に支出する経費を助成対象とする。
5　助成金の額に 1,000 円未満の端数があるときは、その端数の金額を切り捨てる。
6　第 1 項に規定する事業の実施に当たっては、負担財源を確保するために、売上収入などを充てることができるものとする。

（申請資格）
第5条　申請資格者は、個人または企業・団体が異業種事業体等と連携して行うことを要件に代表となる個人または企業・団体とする。また、「異業種事業体等と連携」しているかどうかは、申請書様式第 2 号にて本要領 第 2 条「業種 日本標準産業分類の中分類」のコードが異なっていることから判断する。なお、経営者が同じグループ会社間、あるいは関係会社間の連携は該当しない。
2　前項の場合において、構成員に国・地方公共団体及びそれらが出資する団体のいずれかが含まれる場合は、申請資格を有しない。
3　国及び地方公共団体から他に助成を受ける取組については除外される。
4　申請者及び連携事業者は新潟市食文化創造都市推進会議（以下「推進会議」という。）の会員に登録されていることとする。

（申請の方法）
第6条　プロジェクト支援事業の採択申請にあたっては、下記の書類を提出するものとする。
（1）新潟市食文化創造都市推進プロジェクト支援事業採択申請書（様式第 1 号）
（2）新潟市食文化創造都市推進プロジェクト支援事業企画書（様式第 2 号）
（3）新潟市食文化創造都市推進プロジェクト支援事業としての適性と効果（様式第 2 号の 2）
（4）新潟市食文化創造都市推進プロジェクト支援事業収支予算書（様式第 2 号の 3）
（5）新潟市食文化創造都市推進プロジェクト支援事業予算書添付書類（様式第 2 号の 4）
（6）新潟市食文化創造都市推進プロジェクト支援事業　申請書類チェックリスト
（7）新潟市食文化創造都市推進プロジェクト支援事業　確認事項チェックリスト
（8）団体の場合は定款、規約、会則
（9）その他審査に必要なもの
2　提出期限　　別途指定する期日
3　提出方法　　郵送、窓口への持参、メールでの送付とする。
4　提 出 先　　新潟市食文化創造都市推進会議事務局（以下「事務局」という。）

（審査）

第7条　推進会議は、申請に対して食文化創造都市推進委員（以下「推進委員」という。）等から成る審査会において内容を審査し、その採択の可否を決定する。審査における評価項目は別表3のとおりとする。

2　推進委員が関わるプロジェクトについては、当該推進委員をその審査から除外する。

3　一次審査について、申請が13件以下の場合、一次審査を省略する。また、申請が14件以上の場合は、申請書類一式を推進委員に送付し、一次審査採点基準により委員が書類審査を行い、得点の多いもの上位13件が二次審査に進む。

4　二次審査では、二次審査基準により予算の範囲内で、得点率の高いものから順に採択する。また、予算の範囲内でも得点率が7割に満たないものについては、採択をしない。なお、同点の場合は、推進委員の協議により採択を決定し、協議が不調の場合、議長が決定する。また、推進委員の協議により、得点率にかかわらず採択する場合がある。

（審査結果通知）

第8条　推進会議は、前条の審査結果を新潟市食文化創造都市推進プロジェクト支援事業審査結果通知書（様式第 3 号）及び、採択と決定したときは新潟市食文化創造都市推進プロジェクト支援事業審査結果通知書付記事項（様式第 3 号の 2）により申請者に通知するものとする。

（事業の変更及び中止）

第9条　事業実施者は、プロジェクトの採択を受けた後に内容の変更が生じたとき、または中止しようとするときは、変更が軽微である場合を除き、すみやかに新潟市食文化創造都市推進プロジェクト支援事業変更（中止）申請書（様式第４号）及び関係書類を推進会議まで提出しなければならない。

2　推進会議は、前項に規定する変更（中止）申請書が提出されたときは、これを審査し、必要に応じて第４条に定める限度額において経費を変更するとともに、新潟市食文化創造都市推進プロジェクト支援事業変更（中止）審査決定通知書（様式第５号）により事業者に通知するものとする。

3　前項の審査にあたり、推進委員の書面による審査も可能とする。書面による審査の要件については、次の各号のいずれにも該当する場合とする。

（１）推進会議の開催が困難であるとき

（２）審査の結論に遅延が生じることにより、事業実施者へプロジェクト実施の影響が危惧される等、審査結果に緊急性が認められるとき

（３）書面による開催について、推進会議議長が必要と判断し、推進委員の過半数の同意があったとき

４　推進会議は、事業内容の変更等により採択・助成の要件を欠くと認めたときは、減額もしくは採択を取り消すことができるものとする。

（実施報告書）

第10条　事業実施者は、原則として当該プロジェクトを終了した日から２か月以内、もしくは事業年度の３月 15 日のいずれか早い日までに、次の各号に掲げる書類を推進会議事務局まで提出しなければならない。

（１）新潟市食文化創造都市推進プロジェクト支援事業実施報告書（様式第６号）

（２）新潟市食文化創造都市推進プロジェクト支援事業の成果（様式第６号の 2）

（３）新潟市食文化創造都市推進プロジェクト支援事業収支明細（様式第６号の 3）

（４）プロジェクトの実施結果をわかりやすく示す資料及び画像、経費の領収書、その他推進会議が必要と認めるもの

（プロジェクトの助成金確定）

第11条　推進会議は、前条に規定する書類の提出を受けた場合は、報告書の内容が第８条に規定する新潟市食文化創造都市推進プロジェクト支援事業採択決定通知及び第９条に規定する事業変更承認決定通知書に合致していることを確認し、新潟市食文化創造都市推進プロジェクト支援助成金確定通知書（様式第７号）を事業実施者に交付する。

（助成金の請求）

第12条　事業実施者は、前条により事業費および助成金の額が確定したのちに、新潟市食文化創造都市推進プロジェクト支援助成金請求書（様式第８号）を推進会議に提出するものとする。

２　事業実施者は振込口座について、申請する組織団体の会計責任者のものであることを証明する書類を推進会議に提出し確認を受けなければならない。

３　推進会議は、第１項の規定により助成金の請求を受けたときは、30 日以内に助成金を支払うものとする。

（採択の取り消しおよび助成金の返還）

第13条　推進会議は、事業実施者が次号のいずれかに該当するときは、対象事業の全部もしくは一部の取り消し、またはすでに交付した助成金の全部もしくは一部の返還を

命ずることができる。

（１）正当な理由なく第 10 条に定める実施報告書の提出期限を過ぎたとき

（２）この要領または採択事業の内容もしくは付帯条件その他の法令に違反したとき

（３）虚偽の申請もしくは報告または不正の行為によって助成金の支払いを受けたとき

（その他）

第14条　本要領は、推進委員の協議を経て見直すことができるものとする。

（附則）

本要領は、平成 26 年 8 月 29 日から施行する。

本要領は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

本要領は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

本要領は、平成 29 年 1 月 30 日から施行する。

本要領は、平成 30 年 2 月 2 日から施行する。

本要領は、平成 31 年 1 月 31 日から施行する。

本要領は、令和 2 年 2 月 3 日から施行する。

本要領は、令和 3 年 2 月 3 日から施行する。

本要領は、令和 4 年 2 月 4 日から施行する。

本要領は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

別表 1

日本標準産業分類一覧　中分類

平成25年10月改定

大分類名	コード	中分類名
A 農業、林業	01	農業
	02	林業
B 漁業	03	漁業（水産養殖業を除く）
	04	水産養殖業
C 鉱業、採石業、砂利採取業	05	鉱業、採石業、砂利採取業
D 建設業	06	総合工事業
	07	職別工事業（設備工事業を除く）
	08	設備工事業
E 製造業	09	食料品製造業
	10	飲料・たばこ・飼料製造業
	11	繊維工業
	12	木材・木製品製造業（家具を除く）
	13	家具・装備品製造業
	14	パルプ・紙・紙加工品製造業
	15	印刷・同関連業
	16	化学工業
	17	石油製品・石炭製品製造業
	18	プラスチック製品製造業（別掲を除く）
	19	ゴム製品製造業
	20	なめし革・同製品・毛皮製造業
	21	窯業・土石製品製造業
	22	鉄鋼業
	23	非鉄金属製造業
	24	金属製品製造業
	25	はん用機械器具製造業
	26	生産用機械器具製造業
	27	業務用機械器具製造業
	28	電子部品・デバイス・電子回路製造業
	29	電気機械器具製造業
	30	情報通信機械器具製造業
	31	輸送用機械器具製造業
	32	その他の製造業
F 電気、ガス、熱供給、水道業	33	電気業
	34	ガス業
	35	熱供給業
	36	水道業
G 情報通信業	37	通信業
	38	放送業
	39	情報サービス業
	40	インターネット附随サービス業
	41	映像・音声・文字情報製作業
H 運輸業、郵便業	42	鉄道業
	43	道路旅客運送業
	44	道路貨物運送業
	45	水運業
	46	航空運輸業
	47	倉庫業
	48	運輸に附随するサービス業
	49	郵便業(信書便事業を含む)

大分類名	コード	中分類名
I 卸売業、小売業	50	各種商品卸売業
	51	繊維・衣服等卸売業
	52	飲食料品卸売業
	53	建築材料，鉱物・金属材料等卸売業
	54	機械器具卸売業
	55	その他の卸売業
	56	各種商品小売業
	57	織物・衣服・身の回り品小売業
	58	飲食料品小売業
	59	機械器具小売業
	60	その他の小売業
	61	無店舗小売業
J 金融業、保険業	62	銀行業
	63	協同組織金融業
	64	貸金業、クレジットカード業等非預金信用機関
	65	金融商品取引業，商品先物取引業
	66	補助的金融業等
	67	保険業（保険媒介代理業，保険サービス業を含む）
K 不動産業、物品賃貸業	68	不動産取引業
	69	不動産賃貸業・管理業
	70	物品賃貸業
L 学術研究、専門・技術サービス業	71	学術・開発研究機関
	72	専門サービス業（他に分類されないもの）
	73	広告業
	74	技術サービス業（他に分類されないもの）
M 宿泊業、飲食サービス業	75	宿泊業
	76	飲食店
	77	持ち帰り・配達飲食サービス業
N 生活関連サービス業、娯楽業	78	洗濯・理容・美容・浴場業
	79	その他の生活関連サービス業
	80	娯楽業
O 教育、学習支援業	81	学校教育
	82	その他の教育，学習支援業
P 医療、福祉	83	医療業
	84	保健衛生
	85	社会保険・社会福祉・介護事業
Q 複合サービス事業	86	郵便局
	87	協同組合（他に分類されないもの）
R サービス業（他に分類されないもの）	88	廃棄物処理業
	89	自動車整備業
	90	機械等修理業（別掲を除く）
	91	職業紹介・労働者派遣業
	92	その他の事業サービス業
	93	政治・経済・文化団体
	94	宗教
	95	その他のサービス業
	96	外国公務
S 公務（他に分類されるものを除く）	97	国家公務
	98	地方公務
T 分類不能の産業	99	分類不能の産業

参考文献：総務省ホームページ（https://www.soumu.go.jp/toukei_toukatsu/index/seido/sangyo/H25index.htm）

新潟市食文化創造都市推進プロジェクト支援事業　助成対象経費

別表２

種別とその定義	対象 対象外別	経費の例
1．報償費 構成員を除く、外部からの補助、専門的知識、技術の提供に支払われる経費	対象	・講師、専門家、出演者、ボランティア等（以下、講師等）への謝礼 ・アルバイト料、ガイド料 ・花代（芸妓）　等
	対象外	・事務職員の経常的な雇用経費 ・*構成員が講師等を務める場合の謝礼 ・*構成員のみが参加する学習会等の講師への謝礼　等
2．旅費 講師等のプロジェクト実施のために直接要する交通費、宿泊費	対象	・講師等への交通費、宿泊費 ・イベント出展等への交通費・宿泊費（打合せ・会場下見を含む） ・関係者との打合せに要する旅費 ・資材購入のための交通費 （公共交通機関・レンタカー・高速・ガソリン・駐車場料金）　等
	対象外	・*構成員が視察、研修会等の出席に要する交通費、宿泊費　等
3．消耗品費 当該事業実施のために必要な物品（消耗品、事務用品等）および食材に要する経費。 原則として、当該事業のみで使用すること。	対象	・提供する料理の材料費 ・料理提供用使い捨て食器 ・文具（イベントおよび準備に使用） ・イベント会場装飾用材（紙、リボン、ボード等） ・販売食品用の容器 ・インク、トナー（チラシ、参加者配布資料印刷） ・栽培用資材 ・ノベルティ　等
	対象外	・１品１万円以上の物品　等
4．印刷製本費 プロジェクトで使用するチラシ・ポスター、配布用資料等の印刷製本に要する経費	対象	・チラシ、ポスター、商品用タグ、メニュー印刷費 ・コピー代金（商品説明書、チラシ・メニュー等）　等 ※他事業との共用チラシは掲載分量により按分すること
5．通信運搬費 プロジェクトの遂行に必要な物品の運搬に要する経費	対象	・運送料 ・広報用チラシ、ポスター送料 ・切手、ハガキ、郵送料 ・電話料　等
	対象外	・継続的に利用するインターネットプロバイダー料　等

種別とその定義	対象 対象外別	経費の例
6. 会場借料及び借上費 プロジェクトを行うために必要な会場の使用、機械器具等のリース、レンタルに要する経費	対象	・会議室、会場等の使用料 ・レンタル費用（食器、調理器具、音響機材、家具、テント等） ・バス等の借り上げ料　等
	対象外	・申請者が所有する会場および機材使用料 （ホテル、会館、飲食店、レンタルスペース等）　等
7. 食糧費 講師等の飲食に要する経費	対象	・講師等の飲食に対する飲食代　等
	対象外	・*構成員の飲食代　等
8. 役務費 人的なサービスの提供に対して支払われる経費	対象	・放送料 ・ラジオ、雑誌、SNS 広告掲載料 ・チケット販売手数料 ・商談会出展料 ・イベント保険料 ・保健所営業許可申請料 ・栄養成分検査料 ・清掃費、クリーニング費 ・倉庫保管料　等 ※他プロジェクトと共同での広報は按分すること
	対象外	・金融機関への振込手数料　等
9. 委託費 申請者が直接実施することができないもの、または適当でないものを他の事業者に委任して行わせるために必要な経費 ※委託費は事業費の 5 割以内とする。 ※委託内容が記載されている見積書を添付すること。	対象	・メニュー考案、調理 ・写真、動画撮影、編集撮影 ・会場設営 ・通訳・翻訳 ・チラシ、パンフデザイン料（印刷料を含む） ・プロジェクトの一部プランニング料 ・食材仕入れと運搬手数料 ・栽培加工料　等
	対象外	・計画立案から実行の全てを委託 ・申請者自身によるプランニング料 ・*構成員のウェブサイト開設やリニューアル料　等

*構成員とは、プロジェクト申請者及び連携する異業種企業・団体を指す。

【注意事項 1】種別 3～9 において、構成員の自社調達については、原価をもって補助対象経費とする。そのため、価格に含まれる利益相当分を排除すること。予算計上時には、利益相当分を排除していることが分かるように様式第 2 号の 4 の添付を必要とする。ただし、種別 9 委託費においては、申請者の自社調達不可とする。

【注意事項 2】対象経費はプロジェクトを行うための直接経費とする。

別表 3

新潟市食文化創造都市推進プロジェクト支援事業　一次審査会評価項目

評価項目（10 点満点）	配点
地域の食文化の発展・人材の育成に寄与するものか。	1～3 点
継続性があり、将来的に自立した運営ができる取組みであるか。	1～2 点
プレゼンテーションは聞いてみたいか	1～5 点

新潟市食文化創造都市推進プロジェクト支援事業　二次審査会評価項目

【チャレンジプロジェクト】

評価項目（150 点満点）	点数 (1～10)	傾斜 配点
継続性があり、将来的に自立した運営ができる取組であるか。		×4
食を通じて産業の発展、あるいは交流人口の拡大に寄与するか。		×3
地域の食文化の発展・人材の育成に寄与するものか。		×2
市内外への波及効果・アピール度は高いか。		×2
プロジェクトの新規性はあるか。		×2
円滑な運営を行うための進行管理等が計画されているか（スケジュール、実施体制等）。		
経費の見積りは適切か。		

【育成発展プロジェクト】

評価項目（150 点満点）	点数 (1～10)	傾斜 配点
継続性があり、将来的に自立した運営ができる取組であるか。		×4
食を通じて産業の発展、あるいは交流人口の拡大に寄与するか。		×3
地域の食文化の発展・人材の育成に寄与するものか。		×2
市内外への波及効果・アピール度は高いか。		×2
1 年目の振り返りを踏まえ、2 年目・3 年目の新たなアイデアや、事業拡大がみられるか。		×2
円滑な運営を行うための進行管理等が計画されているか（スケジュール、実施体制等）。		
前回の実態を踏まえ、更に適切な経費の見積りとなっているか。		